

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 6 月 1 0 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
理事（水産大学校代表）三木 奈都子

## 1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校  
四級及び五級乗船実習コース支援業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による
- (3) 履行期限 令和 8 年 1 2 月 2 4 日
- (4) 履行場所 入札説明書による
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」のいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

### ① 直接交付

山口県下関市永田本町二丁目7番1号  
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校  
校務部会計課課長補佐  
電話 083-227-3823  
FAX 083-264-2080

### ② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校四級及び五級乗船実習コース支援業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

### ③ メールによる交付

任意書式に「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校四級及び五級乗船実習コース支援業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和 8 年 6 月 17 日までに上記 3. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

令和 8 年 6 月 24 日 10 時 00 分  
山口県下関市永田本町二丁目 7 番 1 号  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産大学校 本館校務部会議室

(2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和 8 年 6 月 23 日 17 時 00 分  
3. ①に同じ。

6. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による

7. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等<sup>※注 1</sup>として再就職していること。

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること。<sup>※注 2</sup>

※注 1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注 2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（3）当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（4）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

（5）その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge\\_requestnote\\_contract2.pdf](https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

## 業務仕様書

### 1. 件 名

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校四級及び五級乗船実習コース  
支援業務

### 2. 業務目的

令和 8 年度水産高校卒業生を対象とした海技士養成事業（海技士養成のための乗船実習事業）においては、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校が四級及び五級海技士免許取得に必要な乗船履歴を取得するための乗船実習コースを実施することとされている。

本業務は、当該事業の実施に当たり、実習船となる船舶（以下「練習船」という。）の余席を使用し、実習生及び教員が練習船の船内における実習の実施及び船内生活に関して支援を受けることにより安全で円滑な実習を運営することを目的とする。

### 3. 業務内容

#### （1）実習期間

令和 8 年 7 月 2 1 日から令和 8 年 12 月 2 4 日まで

#### （2）実習実施日数

89 日以上

※実習期間のうち、航海日以外の日は、岸壁に停泊した練習船の船内において乗船実習をすることができる。

#### （3）乗船者数

6 名（実習生 4 名、教員 2 名）

#### （4）練習船の要件

練習船は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- ① 沿海区域、近海区域（限定近海区域を含む。）若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は丙区域、乙区域若しくは甲区域において従業する漁船であること。
- ② 総トン数 100 トン以上の船舶であること。
- ③ 次に掲げるものが全て備えられていること。

ア. 海図机

イ. 海図

ウ. ジャイロコンパス

エ. レーダー

### 4. その他

- （1）本業務の実施に当たっては、「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校四級

乗船実習コース又は同校五級乗船実習コースに係る練習船の認定事務取扱要領」(令和元年5月22日 国海技第19号)において定める練習船の要件等を満たし、当該練習船が認定基準に適合していること。

(2)「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」(昭和26年運輸省令第91号)及びその他関係法令に規定される実習の実施に必要な以下の提供を行うものとする。

① 船内における実習の実施に関する支援

ア. 安全管理

イ. 実習に必要な機器、設備の使用と使用方法説明(随時)

ウ. 毎日授業を行うための教室の提供(他の使用目的の部屋の兼用可)

エ. 教材資料作成等に必要となる事務機器の使用(随時)

オ. 乗船実習コース実施に必要なとなる教育支援

カ. その他、乗船実習コース実施に必要なとなる事務支援

② 船内生活に関する支援及び安全な実習の実施に必要な物品の提供等(余席の使用に伴う掛増し経費)

ア. 食事の提供(乗船期間における6名)

※実習生の食卓料は実習生から直接徴収

イ. 生活設備使用料

(ア) 居室の提供(乗船期間における6名)

(イ) 船内生活に必要な設備(浴室、トイレ、洗濯機等)の使用(随時)

(ウ) 船内生活に必要なとなる水、電気等の提供(随時)

(エ) その他、船内生活を行うための設備の使用及び一般的支援

※乗組員と同等程度

(オ) 電話、メール等、船外との通信手段の提供(随時)

(カ) その他安全設備(練習船指定のものを含む)など必要となる物品の使用又は提供

(3) その他

実習に使用する消耗品、事務用品等は随時、水産大学校から支給する。

乗船実習コースを実施する期間において、練習船の運航および実習をするにあたって必要となる運航経費及び消耗品類等の一部を水産大学校が負担する。

(4) 詳細については、担当職員と打ち合わせのうえ、決定するものとする。